

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

生前贈与について

2024年(令和6年)1月1日以降に行われた生前贈与に関する改正について、ご案内いたします。

【暦年課税】

- ・相続開始前の贈与は、相続財産に加算する措置が7年間(改正前3年間)に延長されます。

贈与の時期	加算対象期間	
～令和5年12月31日	相続開始前3年間	
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間	

- ・延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産には加算されません。

【相続時精算課税】

- ・相続時精算課税制度の届け出後、年間110万円以内の贈与は申告不要となります。

改正前： $(\text{贈与額} - \text{特別控除 } 2,500 \text{ 万円}) \times 20\%$

改正後： $\{(\text{贈与額} - \text{年間 } 110 \text{ 万円以内の贈与額}) - \text{特別控除 } 2,500 \text{ 万円}\} \times 20\%$

<改正後のイメージ>

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
(法定相続人：配偶者1人、子2人)

【贈与时(贈与税)】	【相続時(相続税)】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	相続財産 1,500万円	0円
基礎控除後の課税価格 3,190万円	4,690万円 < 4,800万円 (相続税の基礎控除)	
3,190万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	・納付税額0円 ・贈与时の納付税額 138万円は還付
特別控除 2,500万円		
基礎控除：110万円		
納付税額：1,180万円 (特別税率による算出額)	納付税額：0円	1,180万円

※図表は国税庁ホームページ「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」より引用

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>